

# 公益財団法人高梨学術奨励基金

## 2026年度(2026.4.1～2027.3.31) 若手研究助成 公募要項

### 1. 若手研究助成部門設置の主旨・目的

当財団は、歴史学及びこれに関連する学術研究の奨励援助を行い、もって我が国の学術の振興、文化の向上に寄与することを目的として1973年に設立されました。

限られた資金をどの様に活用すれば歴史学の発展に最も貢献し得るかにつき、評議員、理事・選考委員との検討の結果、次代を担う研究者の育成を目的に、歴史学を志す若い研究者、特に厳しい環境に置かれて研究費の調達に苦勞されておられる方々を主な対象とすることとしました。

爾来、この方針に則り一人当たりの助成は少額でも、出来るだけ多くの応募者に助成をしてきました。

そして、2013年に公益財団法人に指定された機会に、この部門を若手研究助成部門としました。

### 2. 助成対象

(1) 歴史学(考古学、文献史学<絵巻等の視覚史料を含む>、及び美術史)とそれに関連する分野の調査研究。

・文献史学は、日本を中心とした調査研究を主な対象とします。

・美術史にあつては、日本を含む東洋の工芸、絵画、彫刻、書跡など(時代を問わず)の調査研究を主な対象としますが、日本の伝統工芸史分野の調査研究も対象として考慮します。

(2) 文明興亡史の調査研究

世界諸文明につき、興亡の展開を探究した上で、それを基に現代社会の将来展望を考察する調査研究を対象とします。

### 3. 応募資格・要件

(1) 2026年4月1日現在満39歳以下の日本国籍を有する方。

(2) 過去に当財団の助成(若手研究、特定研究、刊行助成)を受けている方の場合、対象の調査研究が終了し成果報告並びに会計報告が期限までに提出されていること。

※(1)及び(2)に該当する方

(3) 過去に2年連続で助成を受けた方の場合、最終助成年度後2年を経過した後に申請を受け付けることとします。

(4) 若手研究助成並びに特定研究助成、刊行助成の重複申請は認めておりません。

※重複申請をした場合、いずれの申請も選考対象とはなりませんのでご注意ください。

### 4. 募集期間

2025年10月1日 ～ 2025年10月31日

### 5. 助成金の概要

(1) 1件あたり100万円を上限とします。

(2) 研究に直接係わる費用「旅費・交通費、人件費・謝金、消耗品費、雑費等」を想定しています。

(3) 情報機器(パソコン、デジタルカメラ等)の機材購入費については、節度ある申請をして下さい。

### 6. 助成対象研究期間

2026年4月1日 ～ 2027年3月31日の間とします。

但し、その後当該調査研究について新たな申請を行うことにより、再度1年助成の対象となる場合があります。

(通算2年間の助成が限度)

不測の事態により、調査研究が困難となった場合は速やかに事務局までご連絡下さい。

※不測の事態とは、パンデミックの発生、調査研究対象地の政情不安等を言う。

## 7. 応募方法

次の通り電子メールによる応募(申請)を基本としております。

なお、当方法によることができない場合は下記12. の事務局までお問い合わせ下さい。

(1) 所定の「若手研究助成申請書一式」を下記の「当財団 HP」又は「公益法人情報公開共同サイト」から取得願います。

URL: <https://www.takanashi-pf.or.jp> (財団 HP)

URL: <http://www.disclo-koeki.org/06a/00848/index.html> (公益法人情報公開共同サイト)

この「若手研究助成申請書一式」には「推薦書※1(推薦がある場合のみ提出)」を含みます。

※1 共同研究者及び当財団の評議員・理事・監事・選考委員は推薦人になれません。

(2) パソコンにより(1)の申請書一式に必要事項を入力後(押印不要)、Wordのままメール(申請書記載のメールアドレスから)にて下記12. のメールアドレス宛に添付送信願います。(2025年10月31日必着) 推薦書がある場合は、推薦者から直接、事務局のメールアドレス宛に送信願います。

(2) (2)の送信について、事務局にて申請書受信後、2025年11月10日までに確認(応募受付完了)の返信を致します。

返信がない場合は下記12. の事務局にメールにて2025年11月15日までにお問い合わせ願います。

(注) イ. 同一の調査研究を、「若手研究助成」及び「特定研究助成」両方に併願出来ません。

ロ. 申請に係る書類等は返却いたしません。

## 8. 結果の発表

助成対象者は、選考委員会の審査を経て、理事会にて決定した後、2026年2月28日前後に応募者宛、個々に採否をメールにて通知します。助成金の交付は2026年4月初旬頃の予定です。

※審査の過程及び結果についての質問には応じられません。

## 9. 助成対象者の義務

(1) 調査研究成果を発表する場合、当財団より助成を受けたことを明記及び明言すること。

(2) 2027年4月30日までに、助成を受けた調査研究の「成果報告書」及び助成金使途の領収証又はレシートを添えた「会計報告書」を提出すること。詳細については上記8. の結果の発表時に採択者へご案内いたします。なお、「成果報告書」の扱いについては、下記10. 年報を参照してください。

## 10. 年報

当財団は毎年度「年報」を作成しています。研究者全員の「成果報告書」はそのまま、及び刊行助成を受けた方からの「刊行物の概要」を掲載し、国会図書館及び、国公立大学、私立大学、博物館、美術館、研究機関、等過去に応募のあった機関と当財団の関係者(役員、選考委員、相談役等)に配布します。

## 11. 個人情報の取り扱い

(1) 当財団がこの助成申請に関して取得する個人情報は、選考作業や選考結果の通知など本申請に関する業務及び当財団の事業や助成に関する情報の提供に必要な範囲に限定して取り扱います。

(2) 当財団は、上記6. 助成対象者が決定した場合、助成対象者に関する(1)の個人情報及び上記成果報告書、研究内容説明会の写真を当財団の年報等に掲載するなど一般公開いたします。

(3) 個人情報に関する窓口: 下記12. の事務局

## 12. 申請・問合せ先(Mailにて、問合せ願います。)

〒108-0023 東京都港区芝浦2-14-4 オアーゼネクス芝浦 2F

公益財団法人 高梨学術奨励基金 事務局

Mail : [p.f.takanashi@marujin.co.jp](mailto:p.f.takanashi@marujin.co.jp)

以上